

第 12 回協議会資料

1. 第 11 回協議会の結果	1
2. A 区間実施計画書（案）について	資料-3
3. 今後の進め方	2
(1) 自然再生協議会全体スケジュール	2
(2) 第 13 回協議会の進め方（案）	2
4. 参考資料	3
(1) 実施計画に対する意見と対応	3

平成 18 年 11 月 11 日

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

1. 第11回協議会の結果

(1) 日時

平成18年9月30日(土) 13:30~16:45

(2) 会場

霞ヶ浦環境科学センター 多目的大ホール

(3) 議事

(1) 開会

(2) 第10回協議会の結果

(3) A区間実施計画書(案)について

(4) A・B区間以外の事業内容について

(5) 今後の進め方

- ・自然再生協議会全体スケジュール
- ・第12回協議会の進め方

(6) 閉会

(4) 議事要旨

1. A区間実施計画書(案)について

- ・自然再生の対象となる区域は、AからI区間に区分しているが、実施計画の作成に際して、区間の範囲は適宜変更可能とする。
- ・A区間の自然再生事業は、矢板の一部切断、撤去にとどまる事業ではなく、今後仮説を検証しつつ、段階的に進めていくものであるため、実施計画書(案)のP1、P16の文章に「当面」という文言を追記する。
- ・水資源機構では、毎年1月から2月の間で航路維持浚渫を実施しているため、シードバンクを含む砂を堤防天端まで運搬し、堤防から施工箇所までは委員の方々に運んでいただければ、シードバンクを含む砂の提供が可能である。
- ・矢板切断部の角落しは、想定外の事象により、浚渫土砂が霞ヶ浦へ流出することを防止するために設けるもので、増水や台風時に閉めるものではない。
- ・A区間南端(浚渫土処理ヤード外側)の既存植生周りのゴミやフェンスについては、今後の処置を別途協議検討する。
- ・A区間の実施計画書には、植生の維持管理を入れ、その後の状況に応じ計画の変更はあり得ると明記する。

2. 今後の進め方

- ・A区間実施計画書(案)に対する意見及び役割分担アンケートは、10月10日までに事務局に送付し、次回協議会前に実施計画書(修正案)を各委員に送付する。
- ・次回協議会は、10月下旬~11月上旬に開催を予定する。

3. 委員の変更について(事務局報告)

- ・設置要綱第9条に従い、JA土浦田村蓮根共撰部会(酒井京司委員)が退会。

4. その他

- ・土浦市より、対象となる区域のB区間300m、H・I区間1,700mの計2kmの未舗装部分について、天端舗装を国土交通省に依頼する話があり、協議会としては国土交通省と土浦市で協議して進めることを了承。

(5) 参加者

◆協議会委員

所属等		参加人数	
専門家		3名	
公募委員	団体	5名	17名
	個人	12名	
地方公共団体	茨城県	4名	6名
	土浦市	1名	
	かすみがうら市	1名	
関係行政機関	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所	1名	2名
	独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所	1名	
		28名	

◆その他

所属等		参加人数
傍聴者	一般、マスコミ	8名



2. 今後の進め方

(1) 自然再生協議会全体スケジュール

(2) 第13回協議会の進め方(案)

○B区間の実施計画の国土交通省が提示する案について、協議する。

年度	スケジュール	備考
平成16年度	第1回協議会 (10月31日) ・ 自然再生協議会設置要綱の承認 ・ 途中参加委員の了承・会長・副会長の選出	現地見学会 ・ 11月10日 ・ 11月18日
	第2回協議会 (12月11日) ・ 全体構想策定に向けた意見の抽出 自然再生の目標像について	
	第3回協議会 (1月22日) ・ 自然再生目標(案)の協議	
	第4回協議会 (3月21日) ・ 自然再生目標(修正案)、事業内容(素案)、 役割分担(素案)の協議	
平成17年度	第5回協議会 (5月21日) ・ 自然再生全体構想(素案)の協議	霞ヶ浦環境科学センター開所 (平成17年4月22日)
	第6回協議会 (7月23日) ・ 自然再生全体構想原案の検討	霞ヶ浦(西浦中岸)の湖岸環境に関する勉強会、懇談会 ・ 7月8日(第1回) ・ 9月11日(第2回) ・ 11月13日(第3回)
	第7回協議会 (10月2日) ・ 自然再生全体構想の協議	
	第8回協議会 (11月27日) ・ 自然再生実施計画の内容の協議	
	第9回協議会 (1月29日) ・ 自然再生実施計画の内容の協議	現地見学会 ・ 3月26日
平成18年度以降	第10回協議会 (7月8日) ・ 自然再生実施計画の素案の協議	霞ヶ浦(西浦中岸)の湖岸環境に関する勉強会 ・ 8月27日(第4回)
	第11回協議会 (9月30日) ・ 自然再生実施計画書【A区間】(案)の協議	
	第12回協議会 (11月11日) ・ A区間の実施計画(修正案)の協議	
	第13回協議会 (月 日) ・ B区間の実施計画の案の協議	
	事業の実施・維持管理・モニタリング調査等 (平成18年度～)	

3. 参考資料

(1) 実施計画に対する意見と対応

該当箇所 (頁は第11回協議会時資料)	意見	対応	修正案の 該当頁
はじめに (P1)	・はじめに、『当面』を入れる。	修正意見を反映しました。	P1
A区間の現状 (P12~14)	A区間の現状写真の⑤浚渫残土仮置きヤード沖側の写真について、コーピングの上に「土のう」が乗せた写真のようですが、何か意味はるのでしょうか？特段意味がなければ撤去してから普通の状況写真と交換をおねがいします。同じく浚渫残土とありますが、浚渫土だけのようですから残土の文字が削除してください。 P8写真からコーピングからの川底まで2.4Mもあります。先般の質問での漁業資源の問題から、前面はいじらないの説明は了解しました。コーピング付近には、立ち入れない方法を取ったほうが、安全とおもいます	・写真は、現状のままのものを用いる考えています。 ・浚渫土仮置きヤードに用語統一します。 ・河川管理者が実施している河川(水面を含む)における安全利用点検の中でも注意喚起看板等の設置を行っています。 ・実施計画が策定され、具体的な実施(工事)に入る段階で現地の状況を踏まえ安全利用の対応策を考えていきたいと思います。	P11 P11
事業内容 (P16~P18)	・1.提示された「A区間実施計画(案)」は、矢板を1mに切断して実施する「試験工事」の工事計画です。 ・2.A区間の事業完了後の再生された自然の”姿”が見えて来ません。 ・3.原点に戻って、想定したA区間全体の自然再生の方向を明確にしていきたい。 ・P16に『当面』を入れる。必要なKeywordを入れる。 P16「期待する姿」 楽しみながら学べる、水辺に近づける環境学習の場の形成とありますが、危険な場所は危険と説明するの「環境学習」と思います。 ・1)現在工法の位置づけ 2)レベル 3)解決の段階 4)選定理由 5)予測される問題 の段階をKeyword化する。 ・配慮事項③濁水時の水深の配慮 矢板を一定の高さで残すことは、産卵後の親魚が戻れないこととなります。	A区間の実施計画は、実施後の経過を追跡調査して、当該区間および他区間での今後の自然再生事業計画の立案に資する知見を得る内容としています。 修正意見を反映しています。 事業活動の際、危険が伴う事象は数多くあると思われる。事業活動する中で注意喚起や教育活動を実施していきたいと考えています。 事業の目的、期待する効果(目標像)、事業の概要、平面図および計画図において対応しています。 専門家に意見を聴き、問題ないことを確認しています。	P1, P19~21 P19 P20 P18~24 P22
A区間施工計画平面図 (P20)	・ヨシ、カササゲの種子や地下茎、ヤナギの枝や根を含む浚渫土は、半分程度は活用すべき。 ・目次2(2)3事業内容の次に4)として、『4)区間の自然再生における機能・構造及び配置の必要理由』の項目を設ける ・コーピングの前面(沖側)は、石を積み上げて人が転落した際に上がれる構造がよい。 ・A区間の水路について、霞ヶ浦では河川と違い、副水路的機能は働かないので、不要ではないか。 ・A区間施工計画平面図のタイトルの下4項目を目標設定と位置づけた表示にする。 水路は…… 文章表現が正しくないのを直す。	粒径が小さい材料になると砂の安定勾配が緩くなり、堤体付近まで範囲が広がるため、粒径が0.15mm以上のものに置換することを考えている。そこで、水資源機構の浚渫土の活用を検討します。 指摘の内容は既に資料中に記述しているため、各文中において見出し等を加え整理しています。 湖とワンドの連続性が阻害されることや、矢板前面はワカサギ・シラウオの産卵場となっているため、変更を避け注意看板等を設置し安全確保に努めたいと思います。 水の流動と、魚類の移動等を期待して設置する考えです。 P24「A区間施工計画平面図」の下に明記してある文章を、『目標にむけての整備内容』等の見出しを付け、文章の見直しをしています。	- (別綴じ) P24 P11,23 P24 P24
植生管理 (P33)	・植生等の管理を実施する場合は、できるだけ想定される自然の力を代替するものとして位置付ける。	植生の将来予測(植生管理の内容)に、基本的な考えを加筆しています。	P25
その他	・自然再生推進法の主旨からすれば、矢板を撤去して、緩やかな傾斜の砂浜を作る案に賛成です。但し、ワカサギの産卵場所への影響を考慮して、今回提示された案は止むを得ないと考えます。矢板に穴を開けて、水を引き入れ様子を見ながら矢板を抜いてもいいのではないのでしょうか？ ・環境学習について ①セイタカアワダチ草の茎は葉を取り乾燥させて、スタレの材料にも使っていた。 ②ヒシは、忍者が「撒きヒシ」として道路に撒いて追手が踏んで足を痛める武器としてつかった ③虫喰った柳には溪流つりの餌の「柳虫」が生息している。第1回現地見学会の時に、霞ヶ浦市民会議堀越理事長が見つけてくれた柳よりキレイな虫を捕まえた。 外来種とか虫に食われたとかしている植物でも人間界においては、多少でも使い道があること考えてもらうような、環境学習の場としたい。 ・自然再生においては、ビオトープや日本庭園のような人工の擬似自然ではなく、自然に長い時間をかけて出来た構造(地質や生態系)を重視すべきであり、沿岸帯の本来の機構を学び、協議会のメンバーの共通認識を形成することが重要。 ・沿岸帯の再生モデルとして、「霞ヶ浦工事事務所20年史」の沿岸帯と植生に関する模式図を参考にするとよい。 ・矢板を撤去し、浚渫土の表層半分程度を残してY.P.1.0~1.1程度で造成し、前面は新たな砂を入れ、微高地の浜提を再現する。浜提の位置は矢板のあった場所を想定するが、制約が無ければ堤防から100mの位置が理想。 ・増水時には、浜提が潜提の役割を果たし、波浪を弱め、後背湿地部分の攪乱を抑制すると考えられる。浜提が流出した場合は、再度浜提を造成することを維持管理手法に入れておくべき。 ・10年後は、後背湿地ではヨシ、カササゲ群落などが、浜提付近ではミゾソバやシロネなどが生育すると考えられる。砂浜の汀線側は、レクリエーションの場としての活用が期待できる。 20年後は、自然沿岸帯に近い植生になり、消波施設は不要。 ・上記は、プラスチックゴミ等の打ち寄せに伴う、除去、清掃の仕組みの検討が課題である。	事業の目的として、「実施後の経過を追跡調査して、当該区間および他区間での今後の自然再生事業計画の立案に資する知見を得る。」としています。 今後の環境学習の際に、知識をお役立て頂きたいと思います。 A区間の前面は、ワカサギ・シラウオの産卵場となっているため、現状では、限られた範囲での実施となる。その他区間での実施の可能性を協議会の中で諮り、対応をしていきたいと思います。 清掃の役割分担、回数等は、今後協議会で協議していきます。	P19 - - - - -
	・実施者の定義 法5条において「この法に基づいて自然再生事業に参加する者」とされている。 協議会の役割として実施計画書を作成することは、位置づけられていない。 このため、協議会が実施者には、なれないことが判った。 ・役割分担 実施者が計画する「自然再生事業に関する活動に参加する者」の役割分担を整理する。 ・語句及び言い回しの修正	実施者を国土交通省と修正しました。 アンケート回答、修正意見を反映しました。 適宜修正しました。	表紙、P2 P29 -